

法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)

運用ガイド

この度は、「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」は、ソリマチ株式会社の「農業簿記」の会計データを「法人税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール方法	5
パターン①「達人 Cube」からアップデートする場合	5
パターン②「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合	9
4.運用方法	11
パターン①「農業簿記」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合..	11
パターン②「農業簿記」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合..	12
5.操作方法	13
パターン①「農業簿記」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合..	13
パターン②「農業簿記」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合..	16
6.連動対象項目	20
「農業簿記」から連動するデータ（連動元）	20
「法人税の達人」に連動するデータ（連動先）	21
別表十六（一）	22
別表十六（二）	23
別表十六（六）	24
別表十六（七）	25
別表十六（八）	26
7.アンインストール方法	27
8.著作権・免責等に関する注意事項	28

1.対応製品

「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」に対応する NTT データの対応製品及びソリマチの対応製品は以下のとおりです。

対応製品	対応アプリケーション
NTT データ対応製品	法人税の達人(平成28年度版) Professional Edition
	法人税の達人(平成28年度版) Standard Edition
ソリマチ対応製品	農業簿記10
	農業簿記10JAバージョン

2.動作環境

「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載の「ソリマチ対応製品」と同様です。



注意

- 「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載の「ソリマチ対応製品」のいずれかがインストールされている必要があります。
- 「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」の起動中に、「農業簿記」の起動、及びアンインストールを行うことができません。

3.インストール方法

「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」をインストールする手順は、「達人 Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。



注意

インストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

パターン①

「達人 Cube」からアップデートする場合

1. 「達人 Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



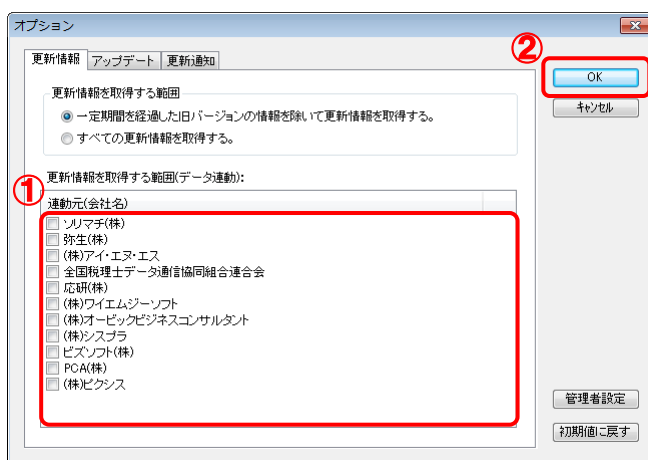
[アップデート] 画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



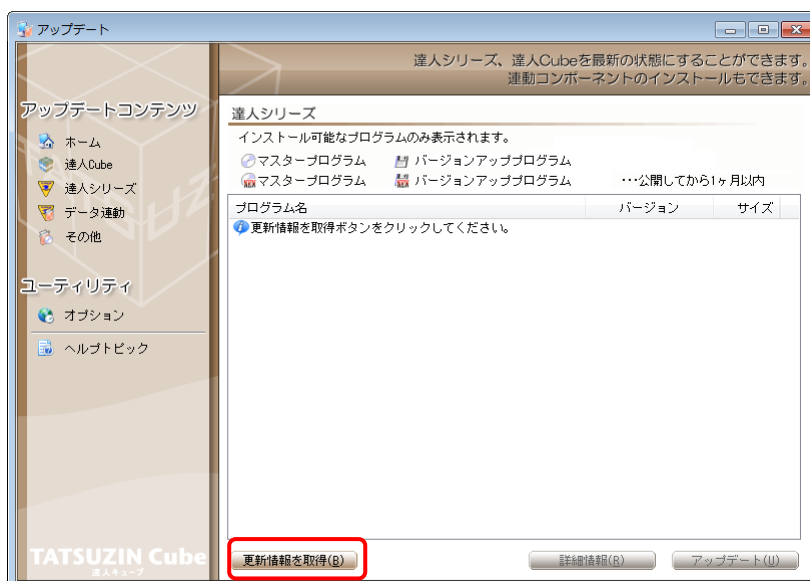
[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



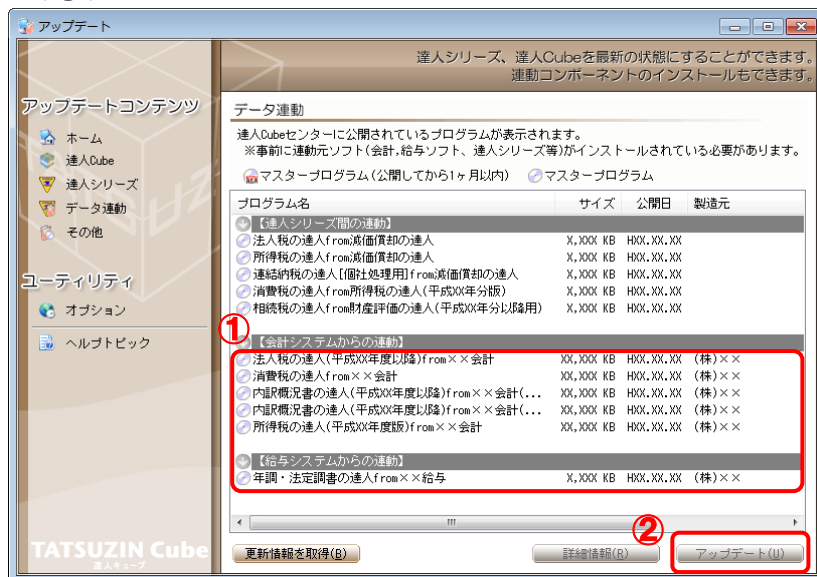
[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の選択] 画面が表示されます。

8. インストール先のフォルダを確認し、[次へ]ボタンをクリックします。

[確認] 画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は [参照] ボタンをクリックします。

9. [はい]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

10. [InstallShield ウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」のインストールは完了です。

パターン②

「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトのページ
(<http://www.tatsuzin.info/rendousoft/>)を開きます。



2. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。
3. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。
画面の一番下に通知バーが表示されます。
4. [保存]ボタンの右端にある[▼]ボタンをクリックし、表示されるメニュー[名前を付けて保存]をクリックします。
[名前を付けて保存] 画面が表示されます。
5. 保存する場所を指定し、[保存]ボタンをクリックします。
保存する場所に指定した場所に、ファイルがダウンロードされます。

- 6.** 手順 5 でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。
[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。
- 7.** [次へ]ボタンをクリックします。
[インストール先の選択] 画面が表示されます。
- 8.** インストール先のフォルダを確認し、[次へ]ボタンをクリックします。
[確認] 画面が表示されます。
※ インストール先を変更する場合は [参照] ボタンをクリックします。
- 9.** [はい]ボタンをクリックします。
インストールが開始されます。
- 10.** [InstallShield ウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」のインストールは完了です。

4.運用方法

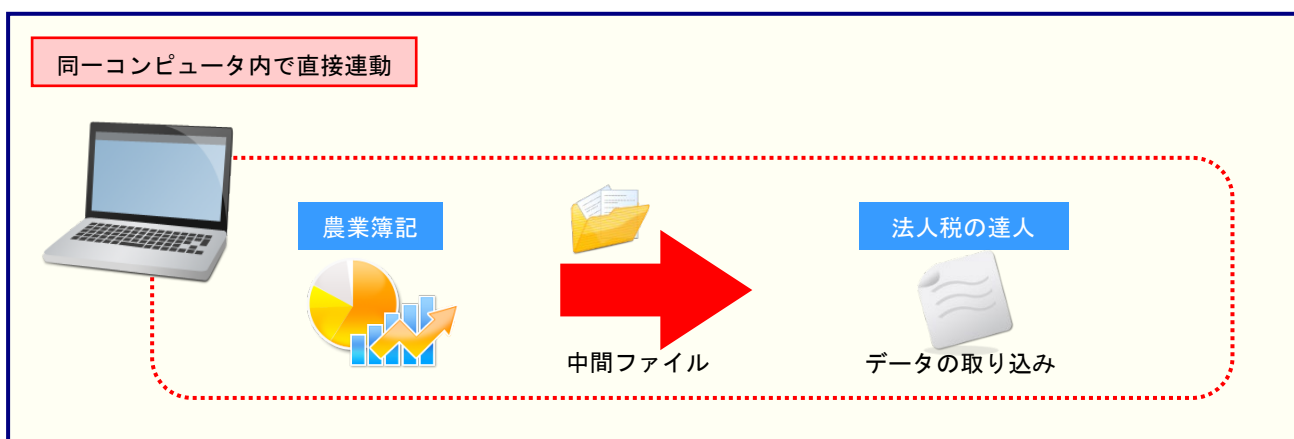
「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」は、「農業簿記」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「農業簿記」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

パターン①

「農業簿記」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

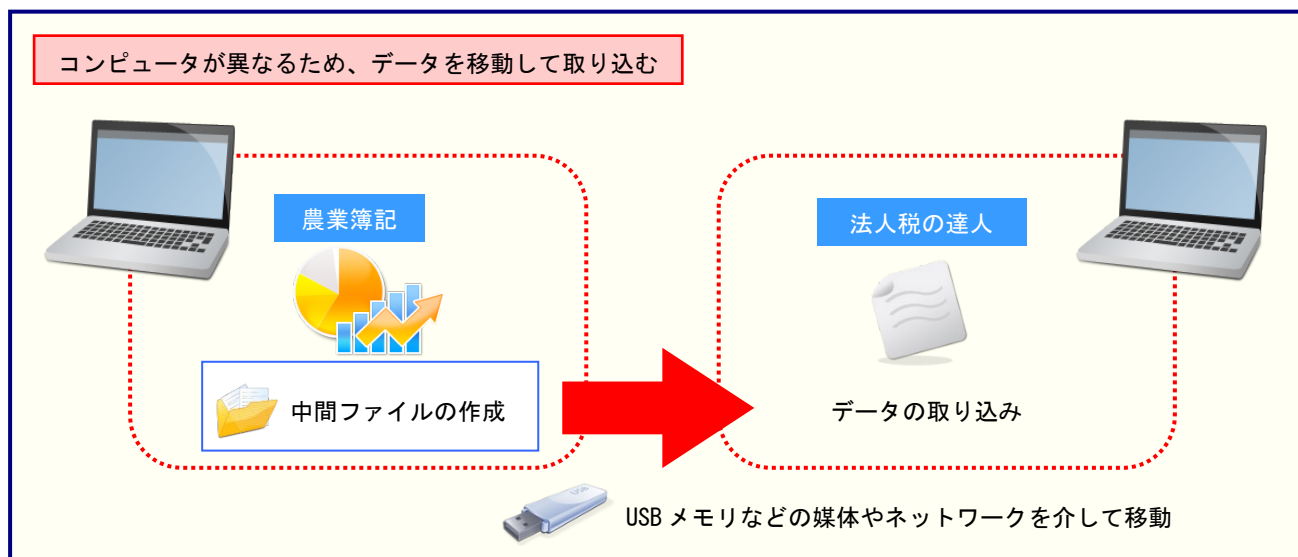
「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」で作成された中間ファイルを直接「法人税の達人」に取り込みます。



パターン②

「農業簿記」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

「農業簿記」がインストールされているコンピュータで中間ファイルを作成し、「法人税の達人」がインストールされているコンピュータで取り込みます。



5.操作方法

「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」を使って、以下の手順で連動します。

事前に「6.連動対象項目」(P.20)を必ずお読みください。

操作手順は、「農業簿記」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。



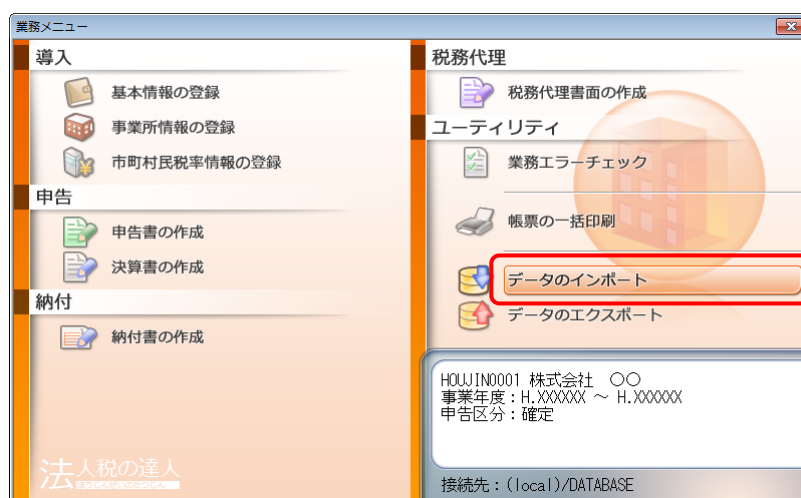
注意

「農業簿記」側での経営形態が『法人』のデータのみ連動できます。『個人』のデータは連動できません。

パターン①

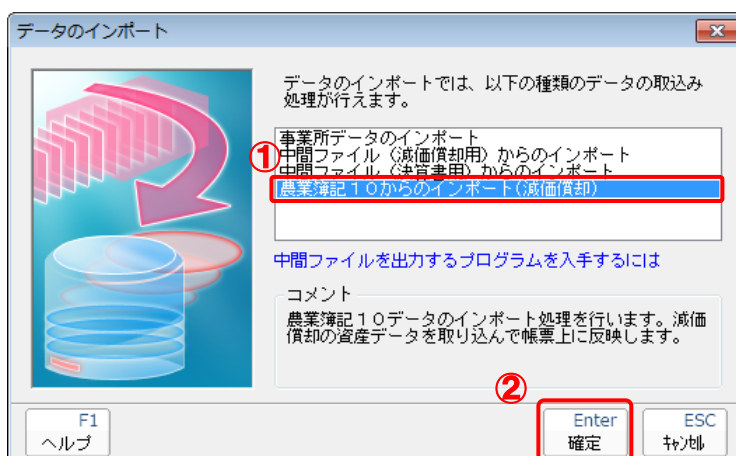
「農業簿記」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

1. 「法人税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [農業簿記10からのインポート(減価償却)]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



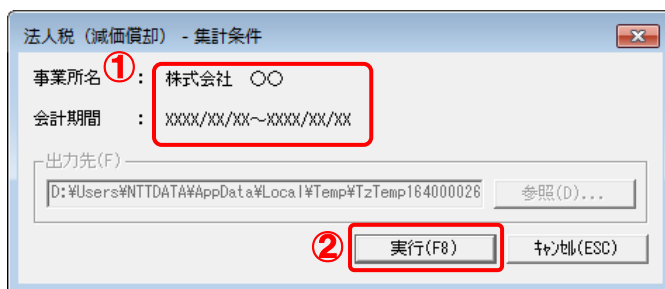
[データ選択] 画面が表示されます。

3. 「法人税の達人」に取り込む「農業簿記」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



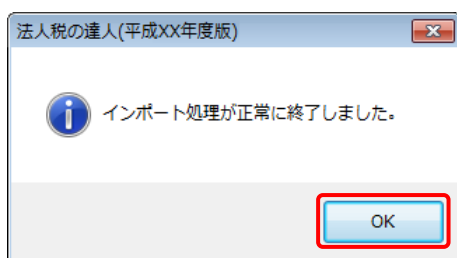
[法人税(減価償却) — 集計条件] 画面が表示されます。

4. 集計条件を確認し(①)、[実行]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

5. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成(中間ファイルの作成)が終了すると同時に、「法人税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

パターン②

「農業簿記」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

1. Windows のスタートメニュー[すべてのプログラム]－[達人シリーズ]－[連動コンポーネント]－[法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)]をクリックします。

[データ選択] 画面が表示されます。

※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] － [達人シリーズ] － [連動コンポーネント] － [法人税の達人from農業簿記10 (減価償却)] をクリックします。

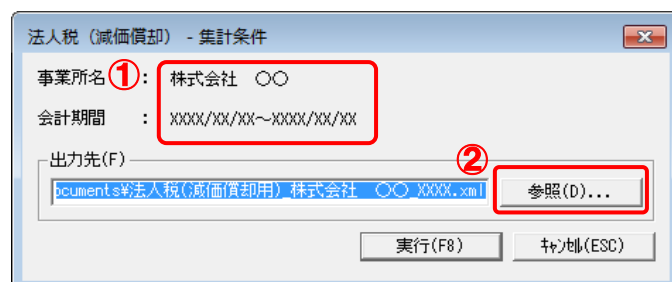
Windows 8.1 の場合は、[アプリ] 画面に表示されている [法人税の達人 from 農業簿記10 (減価償却)] をクリックします。

2. 「法人税の達人」に取り込む「農業簿記」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



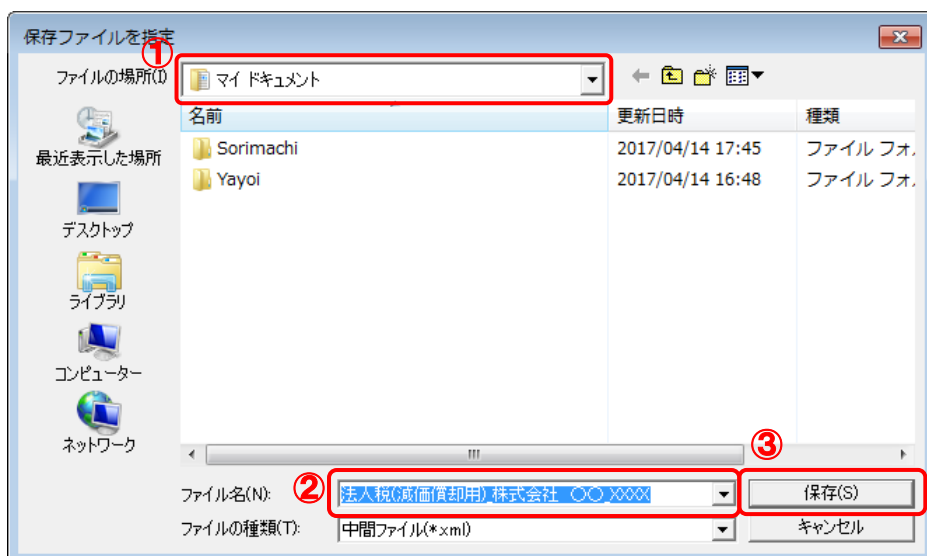
[法人税 (減価償却) － 集計条件] 画面が表示されます。

3. 集計条件を確認し(①)、[参照]ボタンをクリックします(②)。



[保存ファイルを指定] 画面が表示されます。

4. [ファイルの場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



[法人税(減価償却) — 集計条件] 画面に戻ります。

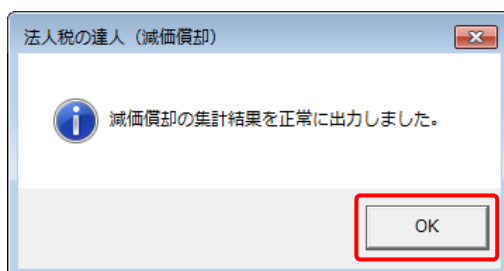
※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

5. [実行]ボタンをクリックします。



終了画面が表示されます。

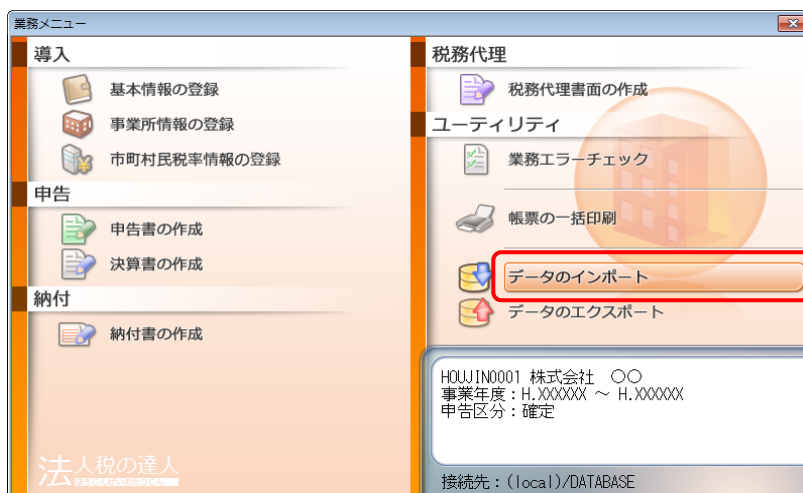
6. [OK]ボタンをクリックします。



手順 4 で指定した出力先に、中間ファイルが作成されます。

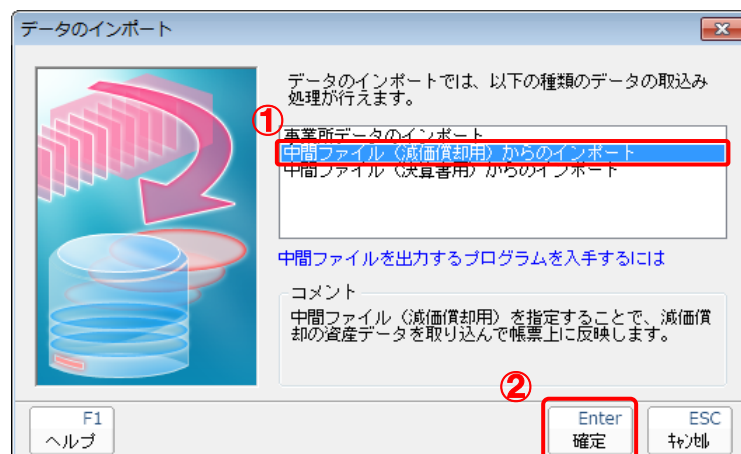
7. 作成された中間ファイルを、USB メモリなどの媒体やネットワークを介して「法人税の達人」がインストールされているコンピュータに移動します。

8. 「法人税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー-[データのインポート]をクリックします。



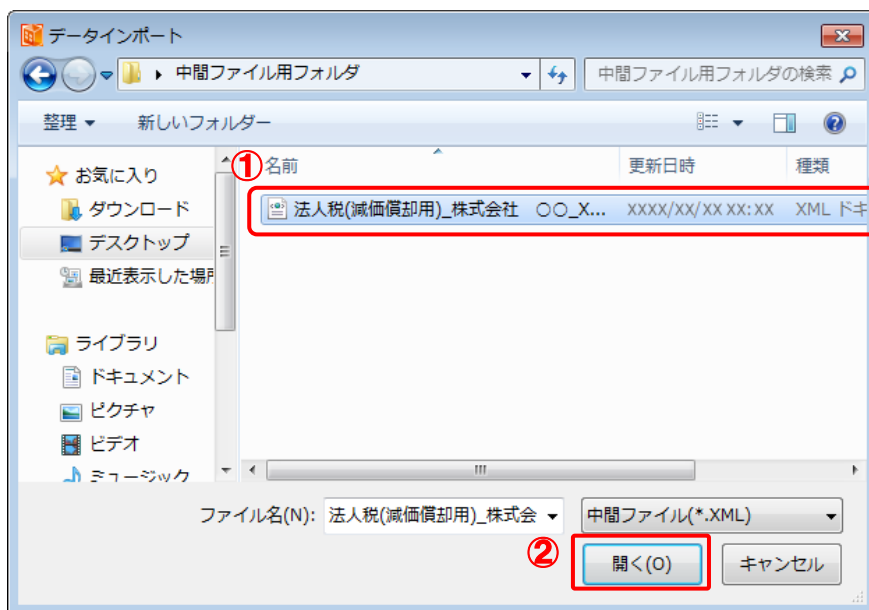
「データのインポート」画面が表示されます。

9. [中間ファイル(減価償却用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



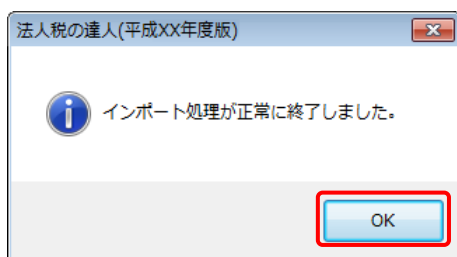
「データインポート」画面が表示されます。

10. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

11. [OK]ボタンをクリックします。



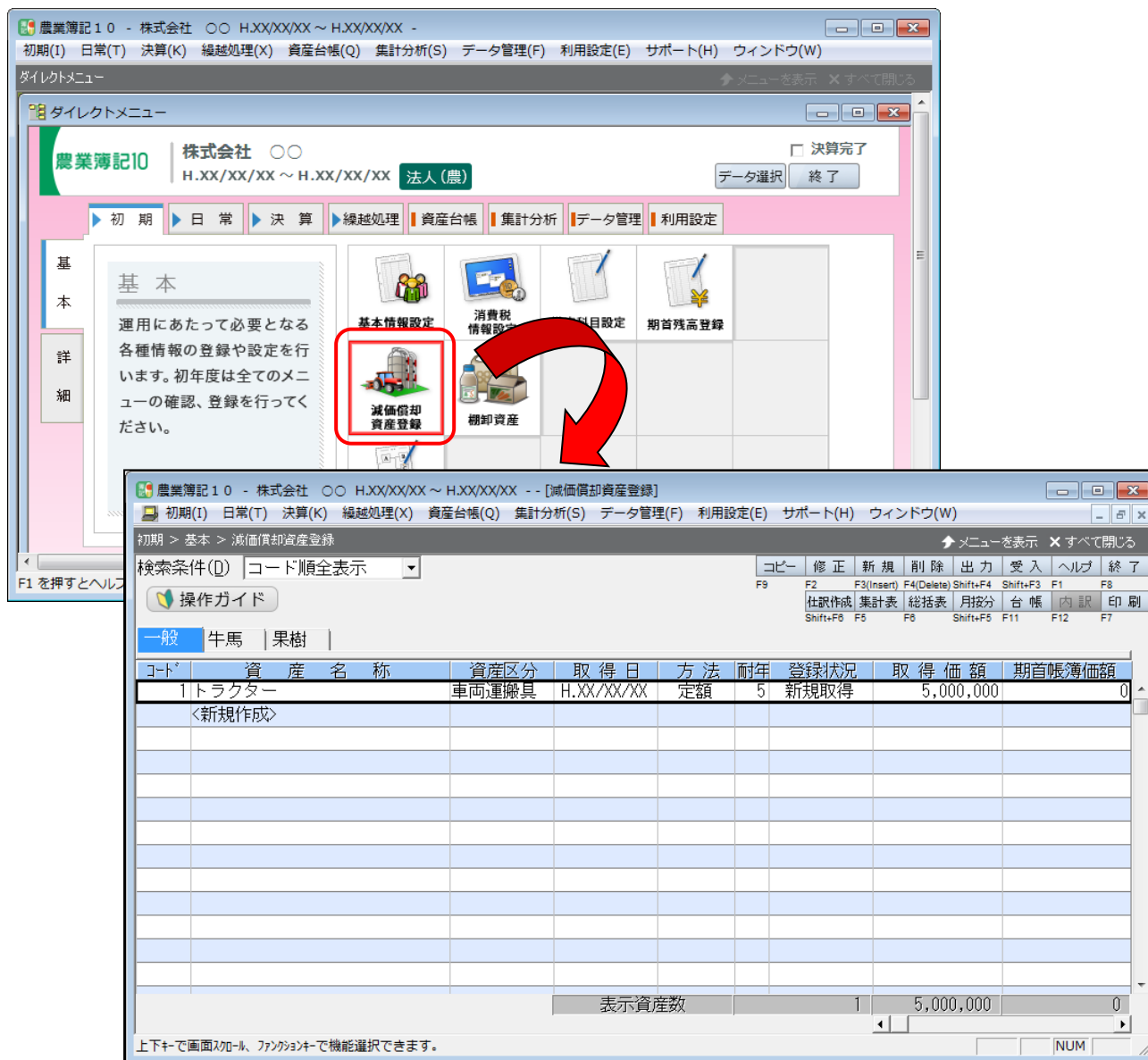
[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

「法人税の達人 from 農業簿記10（減価償却）」では、「農業簿記」の決算書よりデータを取り込みます。

「農業簿記」から連動するデータ(連動元)

「農業簿記」からはダイレクトメニュー「初期」タブ「減価償却資産登録」のデータが連動されます。



「法人税の達人」に連動するデータ(連動先)

「法人税の達人」に連動する帳票は以下のとおりです。次ページ以降の各帳票の網掛け部分が連動対象項目です。

決算書

別表十六(一)
別表十六(二)
別表十六(六)
別表十六(七)
別表十六(八)



注意

- 別表十六(一)と別表十六(二)の入力方法は「資産別」(資産1つ1つの表示)で連動されます。「資産種類別」(資産の種類毎にまとめて表示)ではありません。
- 別表十六(六)の列の属性は「明細入力」で連動されます。「合計表示」ではありません。

別表十六(一)

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の 償却額の計算に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名	
資 産 区 分	種 類	1		
	構 造	2		
	相 日	3		
	取 得 年 月 日	4		
	事業の用に供した年月	5		
	耐用年数	6		
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	7		
	圧縮記帳による積立金計上額	8		
	差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9		
	償却額計算の対象となる 期末現在の繰上積立金額	10		
	期末現在の積立金の額	11		
	積立金の期中取崩額	12		
償 却 額	差 引 繰 上 積 立 金 額 (10)-(11)-(12)	13		
	損金に計上した当期償却額	14		
	前期から繰り越した償却超過額	15		
	合 計 (13)+(14)+(15)	16		
	当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	残 存 価 額	17	
		差 引 取 得 価 額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	18	
旧定額法の償却率 (18) × (19)		19		
旧定額法の償却率		20		
算 出 償 却 額 (19) × (20)		21		
増 加 償 却 額 (21) × 割増率		22		
合 計 (21)+(22)又は(18)-(19)		23		
定 額 法 の 償 却 率 (23) × (24)		24		
算 出 償 却 額 (24) × (25)		25		
増 加 償 却 額 (25) × 割増率		26		
当 期 分 の 償 却 限 度 額	合 計 (25)+(26)	27		
	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	28		
	特別償却限度額	29		
	特別償却限度額	30		
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31		
	合 計 (30)+(31)+(32)	32		
	当期償却額	33		
	償却不足額(34)-(35)	34		
	償却超過額(35)-(34)	35		
	前期からの繰越額	36		
償 却 超 過 額	当期客 償 却 金	37		
	償却不足によるもの	38		
	積立金取崩しによるもの	39		
	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (37)+(38)-(39)-(40)	40		
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40)-(41)又は(42)-(43)のうち少ない金額	41		
	当期において知り得る特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	42		
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (41)-(42)	43		
	翌期内部繰越 の額	44		
	平 均 償 却 額	45		
	当期分不足額	46		
備 考	当期分不足額 (46)-(47)又は(48)-(49)のうち少ない金額	47		
		48		

別表十六(一)

平一十六・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1601

別表十六(二)

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	別表十六(二)	
資産区分	種 類	1			
	構 造	2			
	細 目	3			
	取 得 年 月 日	4			
	事業の用に供した年月	5			
	耐用年数	6			
取得価額	取得価額又は製作価額	7			
	圧縮記録による積立金計上額	8			
	差 引 取 得 価 額 (7) - (8)	9			
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の基礎となる額 期末現在の積立金の額	10			
	期末現在の積立金の額	11			
	積立金の期中取崩額	12			
	差引償却記録金額 (10) - (11) - (12)	13			
	損金に計上した当期償却額	14			
	前期から繰り越した償却超過額	15			
	合 計 (13) + (14) + (15)	16			
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 償却額計算の基礎となる金額 (16) - (17)	17			
	平成19年3月31日以前取得分	18			
	当期分の普通償却限度額等	差引取得価額 × 5 % (9) × (10)	19		
旧定率法の償却率		20			
算出償却額 (19) × (20)		21			
増加償却率 (21) × 割増率		22			
合 計 (21) + (22)又は(19) - (20)		23			
算出償却率 (19) - (23) × (100) / (23)		24			
平成19年4月1日以後取得分		25			
定率法の償却率		26			
算出償却額 (16) × (26)		27			
保 証 率 (9) × (27)		28			
改定取得価額		29			
改定償却率 (29) × (30)		30			
増加償却率 (28)又は(31) × 割増率	31				
合 計 (28)又は(31) + (32)	32				
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等 (23), (24)又は(32)	33			
	償却特別積立金	34			
	特別償却限度額	35			
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	36			
	合 計 (34) + (35) + (36)	37			
	当期償却額	38			
	差 引 償 却 不 足 額 (38) - (39)	39			
	差 引 償 却 超 過 額 (39) - (38)	40			
償却超過額	前期からの繰越額	41			
	償却不足によるもの	42			
	積立金取崩しによるもの	43			
	差引合計翌期への繰越額 (41) + (42) - (43) - (44)	44			
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (140) - (43) + (20) + (27)のうち少ない金額	45			
特別償却不足額	当期において償却する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46			
	差引翌期への繰越額 (46) - (47)	47			
	翌期繰越額への	48			
	当期分不足額	49			
平成19年4月1日以後取得分		50			
平成19年4月1日以前取得分		51			
備考					

別表十六(六)

① 繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

別表十六
(六)

平一十六・四・一
以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	1					
支出した年月	2					
支出した金額	3	円	円	円	円	円
償却期間の月数	4	月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数	5					
当期分の償却限度額 (3) × $\frac{(5)}{(4)}$	6	円	円	円	円	円
当期償却額	7					
差引						
償却不足額 (6) - (7)	8					
償却超過額 (7) - (6)	9					
償却超過額						
前期からの繰越額	10	外	外	外	外	外
同上のうち当期損金認容額 ((8)と(10)のうち少ない金額)	11					
翌期への繰越額 (9) + (10) - (11)	12					

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	13					
支出した金額	14	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	15	外	外	外	外	外
当期償却額	16					
期末現在の帳簿価額	17					

法 0301-1606

別表十六(七)

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	法人名		
資 産 区 分	種 類	1				
	構 造	2				
	細 目	3				
	事業の用に供した年月	4				
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳 による積立金計上額	6				
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7				
資 産 区 分	種 類	1				
	構 造	2				
	細 目	3				
	事業の用に供した年月	4				
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳 による積立金計上額	6				
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7				
資 産 区 分	種 類	1				
	構 造	2				
	細 目	3				
	事業の用に供した年月	4				
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳 による積立金計上額	6				
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7				
当 期 の 少 額 減 価 償 却 資 産 の 取 得 価 額 の 合 計 額 ((7) の 計)					8	円

別表十六(七) 平一十六・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1607

別表十六(八)

① 一括償却資産の損金算入に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	法人名
事業の用に供した 事業年度又は連結事業年度	1	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	(当期分)
		平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
同上の事業年度又は連結事業年度に おいて事業の用に供した一括償却資産の 取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円	円
当期の月数 (事業の用に供した事業年度の中間中寄又は 連結事業年度の連結中間中寄の場合は、 当該事業年度又は連結事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月	月
当期分の損金算入限度額 $(2) \times \frac{(3)}{36}$	4	円	円	円	円	円	円
当期損金経理額	5						
差引	損金算入不足額 (4) - (5)	6					
	損金算入限度超過額 (5) - (4)	7					
損金算入 限度超過 額	前期からの繰越額	8					
	同上のうち当期損金認容額 (6)と(8)のうち少ない金額	9					
	翌期への繰越額 (7) + (8) - (9)	10					

別表十六
(八)

平二十六・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1608

7.アンインストール方法

「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

1. Windows のスタートメニュー[コントロールパネル]をクリックします。

「コントロールパネル」画面が表示されます。

※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートボタンを右クリックし、表示されるメニューから「コントロールパネル」をクリックします。

Windows 8.1 の場合は、「アプリ」画面に表示されている「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」を右クリックし「アンインストール」をクリックし、手順3に進みます。

2. 「プログラムのアンインストール」をクリックします。

「プログラムのアンインストールまたは変更」画面が表示されます。

※ 「コントロールパネル」画面をアイコン表示にしている場合は、「プログラムと機能」をクリックします。

3. 「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」をクリックして選択し、「アンインストールと変更」をクリックします。

「ようこそ」画面が表示されます。

4. 「削除」を選択した状態で「次へ」ボタンをクリックします。

アンインストールが開始されます。

5. 「メンテナンスの完了」画面が表示されたら、「完了」ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権はソリマチ株式会社に帰属するものとします。
- ・ 「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」の複製物（バックアップ・コピー）は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- ・ 「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及びソリマチ株式会社は一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・ 「法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

**法人税の達人 from 農業簿記10(減価償却)
運用ガイド**

平成 29 年 4 月 28 日初版
